

差し替え

(対大臣・副大臣・政務官)
3月9日(月)参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

刑事局 作成

想定6問 法務省から、「国公法に勤務延長を含む定年制度が導入されて以降の国会議事録等を探したが、勤務延長を含む定年制度は検察官には適用除外であるとの解釈を示すもの等は確認できなかった」と文書にて確認をしているが、この見解で間違はないか、法務大臣に問う。

〔結論(議員作成資料の記述の確認)〕

国公法に勤務延長を含む定年制度が導入された昭和56年より後の国会議録等の国会における御議論等を確認したが(注)、勤務延長を含む定年制度は検察官には適用除外であるとの解釈を示すものは見当たらなかったところである。

〔議論の積み重ねがあるとは認識していない〕

各種文献では、昭和56年当時の解釈の結論のみを示したものはあるものの、その理由など当時の議論の内容を詳らかにしたものを見当たらず、また、その後においても、従前の解釈の検討の経緯や理由を詳らかにするものは見当たらず、議論の積み重ねがあるものとは認識していない。」

【万が一、経緯や理由が記載された文献等を示された場合】

〔結論〕

後ほど、事務方に確認させる。

(注) 昭和56年より後の国会会議録及び質問主意書に対する答弁書を確認した。

(参考1) 昭和56年4月28日 衆・内閣委員会

○ 神田委員

(略) 定年制の導入は当然指定職にある職員にも適用されることになるのかどうか。たとえば一般職にありますては検事総長その他の検察官、さらには教育公務員
(略) これらについてはどういうふうにお考えになりますか。

○ 斧政府委員

検察官と大学教官につきましては、現在すでに定年が定められております。今回の法案では、別に法律で定められておる者を除き、こういうことになっておりますので、今回の定年制は適用されないことになっております。

(参考2) 一般財団法人日本人事行政研究所編「任用実務の手引き」第5次改訂版

「一般職の職員については、原則的には国公法の定める定年制度が適用されるが、次に掲げる職員には適用されない。

ア 他の法律による定年制度が適用される職員

検察官については、検察庁法第22条の規定により一般職の職員全体に係る定年制度が導入される

以前から定年制度が実施されており、国公法の定める定年制度の適用が除外されている。」

(参考資料) 小西議員が作成した令和2年3月5日付け「検察官には国公法の勤務延長制度の適用が除外されているとの従前の解釈を適用可能と変更することが至当であるとの結論が得られた理由について」と題する書面

【責任者：刑事局総務課 佐藤課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官) 刑事局 作成
3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(無所属)

想定7問 法務省には、国家公務員に定年制が導入された国家公務員法改正当時の人事院、総理府、内閣法制局との協議などの資料が一切存在しないということで間違はないか、法務大臣に問う。

〔結論：当時の資料は見当たらない〕

法務省において、昭和56年改正当時の協議などの資料は見当たらない。

〔想定問答集は確認していた〕

なお、(国公法の一部改正により導入された勤務延長制度は検察官には適用がないとの問答が記載された) 昭和55年の想定問答集については、事務方において、令和2年1月17日から21日にかけての内閣法制局との協議の過程で、内閣法制局から示され、その内容を把握していたが、現物は入手していないとの報告を受けている。」

(注) 「国家公務員法の一部を改正する法律案(定年制度)
想定問答集」昭和55年10月 総理府人事局
問46 「法律に別段の定めのある場合を除き」として
いる理由及び具体例いかん。

答 今回の定年制度法案は、現在法律により定年が定められている職員については、それぞれの法律によることとして、適用対象から外すという考え方を探っているので、「法律に別段の定めのある場合を除き」と規定している。具体例としては、検察官（検察庁法第二十二条により定年が定められている。）及び大学教員（教育公務員特例法第八条により大学管理機関が停年を定めることとされている。）がある。

問 4 7 検察官、大学の教員については、年齢についてのみ特例を認めたのか。それとも全く今回の定年制度から外したのか。

答 定年、特例定年、勤務の延長及び再任用の制度の適用は除外されることとなるが、第81条の5の定年に関する事務の調整等の規定は、検察官、大学の教員についても適用されることとなる。

（参考）令和2年2月25日 衆・予算委分科会

○ 後藤議員

先ほど、山下前大臣がやっていたやりとりは何だったんですかね。政府統一見解として勤務延長は検察官に適用されないと明確な内閣法制局長官の答弁がありました。内閣の統一見解ですよ。森大臣その想定問答、あるいは森大臣の部下かもしれませんが法務省として御覧になっていますか。1月22日までに。

○ 森法務大臣

御指摘の資料については事務方からその内容も踏まえて今回の解釈における前提として検討を行ったものと報告を受けております。私自身としても閣議請議前の時点で勤務延長制度の導入当時の解釈を含め必要な説明を受

けていたものであります。なお、御指摘の資料の内容は勤務延長制度が導入された当時検察官については、国家公務員法の延長制度は検察庁法により適用除外されていると理解されていたとのこれまでの説明となんら矛盾するものではございません。

○ 後藤議員

この想定問答を、法務大臣及びその部下としての法務省の担当の方々が見ていたかを聞いています。1月22日までに。見ていたかどうかをお答えください。

○ 森法務大臣

私は事務方からその内容も踏まえて必要な説明を受けましたので事務方は見ていたものと理解しております。

(対大臣・副大臣・政務官)
3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

刑事局 作成

想定8問 昭和55年の想定問答集の現物を入手し
なかったのはなぜか、法務大臣に問う。

〔結論〕

勤務延長制度の導入当時、検察官には勤務延長制度は適用されないと理解されていたことについては、法務省としても、当然のこととして把握していた。

その上で、お尋ねの想定問答集については、(先ほど申し上げたとおり、)事務方において、内閣法制局との協議の過程で内容を確認し、法務省の理解と異なることなどは記載されていなかったため、あえて現物を入手することまではしなかったと報告を受けている。」

【責任者：刑事局総務課 佐藤課長 内線██████ 携帯██████】

(対大臣)・副大臣・政務官)
3月9日(月)参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

刑事局 作成

想定9問 国家公務員の定年引上げに伴う、検察官の定年引上げ法案について、昨年の段階で、内閣法制局担当部長である第二部長の審査が終了したのはいつか、法務大臣に問う。

〔結論ー昨年の10月末頃〕

国家公務員の定年の引上げに関する人事院の意見の申出が平成30年8月に出されたことなどを踏まえ、国家公務員法を所管する内閣人事局を中心として、国家公務員一般の定年引上げに関する検討が進められていたところ、法務省においては、この国家公務員一般の定年引上げに関する検討の一環として、検察官についても検討を進めていた。

検察官の定年の引上げなどを内容とする検察庁法の改正案については、昨年(令和元年)10月末頃、内閣法制局第二部長の了承が得られた旨の連絡を同部から受けたものと承知。」

【責任者：刑事局総務課 佐藤課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]

(対大臣・副大臣・政務官)
3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

刑事局 作成

想定10問 内閣法制局第二部長の審査が終了した頃は、勤務延長制度の検察官への適用はないことを前提としていたのではないか、法務大臣に問う。

〔結論〕

法務省においては、検察官の定年引上げに関する法律案の策定の過程で、昨年(令和元年)12月頃から、現行の国家公務員法と検察庁法との関係について必要な検討を行っていたところ。

内閣法制局第二部長の了承が得られた旨の連絡を受けたのは、昨年10月末頃のことであり、その当時は、検察官に勤務延長制度は適用されないと従前の解釈を前提としていたものと承知。」

【責任者：刑事局総務課 佐藤課長 内線████ 携帯████】

差し替え

(対大臣・副大臣・政務官) 刑事局 作成
3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定11問 内閣法制局第二部長の審査が終了していたのに、その後、勤務延長制度の検察官への適用等の再検討を行ったのはなぜか、法務大臣に問う。

〔結論〕

検察官の定年引上げに関する法律案については、従前からその検討を行っており、昨年(令和元年)10月末頃には内閣法制局第二部長の審査が終了したもの、法律案の提出に至っていなかった。

そこで、本年の通常国会への提出に向けて、改めて、法律案において、勤務延長制度や再任用制度をどのように取り扱うかを考える前提として、昨年12月頃から、現行の国家公務員法と検察庁法との関係を検討していたものと承知。」

(参考) 再検討に至る流れ

令和元年10月末頃	内閣法制局第二部長審査終了
同年12月頃～	現行の国家公務員法と検察庁法との関係を検討

【責任者：刑事局総務課 佐藤課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官)
3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

刑事局 作成

想定23問 法務省では、令和2年3月5日付け「検察官には国公法の勤務延長制度の適用が除外されているとの従前の解釈を適用可能と変更することが至当であるとの結論が得られた理由について」に記載されている以上に、解釈変更をするに当たって検討したことはないということを間違いないか、法務大臣に問う。

〔結論〕

御指摘の書面は、内閣法制局職員及び当省職員が行った御説明を踏まえて、小西委員において作成されたものと聞いている。

(細かい文言はさておき) 趣旨においては、概ね内閣法制局職員及び当省職員が御説明したとおりのものと聞いている。」

〔責任者：刑事局総務課 佐藤課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]〕

(対大臣・副大臣・政務官)

刑事局 作成

3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定24問 歴代政府が答弁している「法令の解釈の考え方(ルール)」における「当該法令の規定の文言、趣旨、立案者の意図、立案の背景となる社会情勢、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意」等の条件などに照らして、なぜ、検察官に勤務延長制度を適用する解釈変更が至当として合法となるのか、当該条件等に係る具体的な認識を「法令の解釈の考え方(ルール)」に当てはめた論理的な説明について、法務大臣に問う。

[結論]

社会経済情勢の多様化・複雑化に伴い、犯罪の性質も複雑困難化する状況下において、国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環として、検察官についても改めて検討したところ、勤務延長制度の導入当時の検討の過程や理由等については現時点では必ずしも詳らかではなく、また、

- 検察庁法上、検察官について勤務延長を認めない旨の特例は定められていないこと
- 検察庁法で定められる検察官の定年による退職の特例は、定年年齢と退職時期の2点であり、国家公務員が定年により退職するという規範そのものは、検察官であっても一般法たる国家公務員法



に拘っているといるべきであること

- 特定の職員に定年後も引き続きその職務を担当させることが公務遂行上必要な場合に、定年制度の趣旨を損なわない範囲で定年を超えて勤務の延長を認めるとの勤務延長制度の趣旨は、検察官にも等しく及ぶといるべきであること
などからすれば、検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈でき、問題はない。】

(参考1) 令和2年2月26日 衆・予算委員会 枝野委員に対する答弁

- 森法務大臣
これまで御答弁申し上げておりますとおり、社会経済情勢の多様化、複雑化に伴い、犯罪の性質も複雑困難化する状況において、国家公務員一般の定年の引上げに関する検討というのがなされました。これが、昨年からしているというふうにこれまでも答弁をしているところでございますが、その中で、検察庁法上、検察官について勤務延長を認めない旨の特例は定められていないこと、検察庁法で定められる検察官の定年による退職の特例は定年年齢と（略）退職時期の二点であり、国家公務員が定年により（略）退職する規範そのものは、検察官であっても一般法たる国家公務員法によっているといるべきであること、勤務延長制度の趣旨は検察官にもひとしく及ぶといるべきであることなどからすれば、検察官の勤務延長については、（略）一般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈できるということで、今まで御答

弁を申し上げているものと変わりはございません。

(参考2) 平成16年6月18日島聰衆議院議員からの質問主意書に対する答弁書

【答弁】

一について

憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであり、政府による憲法の解釈は、このような考え方に基づき、それぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものであって、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、なお、前記のような考え方を離れて政府が自由に憲法の解釈を変更することができるという性質のものではないと考えている。仮に、政府において、憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、政府の憲法解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねないと考えられる。

このようなことを前提に検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されないというものではないと考えられるが、いずれにせよ、その当否については、個別的、具体的に検討されるべきものであり、(二)のお尋ねについては一概にお答えすることは困難である。

また、御指摘の事例についての政府の考え方をお示しすれば、次のとおりである。すなわち、政府は、一般に、国又はその機関の行為が憲法第二十条第三項の禁ずる「宗教的活動」に当たるかどうかは、いわゆる津地鎮祭判決(昭和五十二年七月十三日最高裁判所大法廷判決)において示されたいわゆる目的効果論の考え方によれば、当該行為の宗

教とのかかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものか否かを社会通念に従って客観的に判断して決すべきものであるとの解釈を探っているところ、御指摘の内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することに関しては、昭和六十年以前は、前記のいわゆる目的効果論の考え方に基づき同項の規定との関係で問題がないかどうかを判断するために必要な社会通念を見定めるに至っていなかつたことから、同項の規定との関係で違憲とも合憲とも断定しないものの、違憲ではないかとの疑いをなお否定できないため、これを差し控えることとしていた。しかし、昭和六十年に、当時の「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」の報告書等を参考として鋭意検討した結果、前記のような国務大臣の靖国神社へのいわゆる公式参拝のうち、専ら戦没者に対する追悼を目的として、靖国神社の本殿又は社頭において一礼する方式により行われるような参拝については、社会通念に照らし同項の規定に違反する疑いはないとの判断に至ったので、このような参拝は、差し控える必要がないという結論を得たものである。このように、国務大臣の靖国神社へのいわゆる公式参拝については、前記のいわゆる目的効果論の考え方を踏まえ、これを具体的な事案に当てはめるに際し、その対象となる参拝の方式を特定し、これを前提とすれば社会通念に照らして憲法に違反することはないという結論を得るに至ったものであり、このことは、前記のいわゆる目的効果論の考え方の範囲内にとどまるものである。

その上で、御指摘の「憲法の解釈・運用の変更」に当たり得るものを探げれば、憲法第六十六条第二項に規定する「文民」と自衛官との関係に関する見解がある。すなわち、同項は、「内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。」と定めているが、ここにいう「文民」については、その言葉の意味からすれば「武人」に対する語であ

って、「国の武力組織に職業上の地位を有しない者」を指すものと解されるところ、自衛隊が警察予備隊の後身である保安隊を改めて設けられたものであり、それまで、警察予備隊及び保安隊は警察機能を担う組織であって国の武力組織には当たらず、その隊員は文民に当たると解してきていたこと、現行憲法の下において認められる自衛隊は旧陸海軍の組織とは性格を異にすることなどから、当初は、自衛官は文民に当たると解していた。その後、自衛隊制度がある程度定着した状況の下で、憲法で認められる範囲内にあるものとはいえ、自衛隊も国の武力組織である以上、自衛官がその地位を有したままで国務大臣になるというのは、国政がいわゆる武断政治に陥ることを防ぐという憲法の精神からみて、好ましくないのではないかとの考え方方に立つて、昭和四十年に、自衛官は文民に当たらないという見解を示したものである。

二について

憲法第九条の文言は、我が国として国際関係において実力の行使を行うことを一切禁じているように見えるが、政府としては、憲法前文で確認している日本国民の平和的生存権や憲法第十三条が生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を国政上尊重すべきこととしている趣旨を踏まえて考えると、憲法第九条は、外部からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされるような場合にこれを排除するために必要最小限度の範囲で実力を行使することまでは禁じていないと解している。

これに対し、集団的自衛権とは、国際法上、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利と解されており、これは、我が国に対する武力攻撃に対処するものではなく、他国に加えられた武力攻撃を実力をもって阻止することを内容とするものであるので、国民の生命等が危険に直面している状況下で実力

を行使する場合とは異なり、憲法の中に我が国として実力を行使することが許されるとする根拠を見いだし難く、政府としては、その行使は憲法上許されないと解してきたところである。

お尋ねのような事案については、法理としては、仮に、個別具体的な事実関係において、お尋ねの「同盟国の軍隊」に対する攻撃が我が国に対する組織的、計画的な武力の行使に当たると認められるならば、いわゆる自衛権発動の三要件を満たす限りにおいて、我が国として自衛権を発動し、我が国を防衛するための行為の一環として実力により当該攻撃を排除することも可能であるが、右のように認めることができない場合であれば、憲法第九条の下においては、そのような場合に我が国として実力をもって当該攻撃を排除することは許されないものと考える。

御指摘の答弁書のお尋ねに係る部分の趣旨及び集団的自衛権に関する政府の憲法解釈の変更についての考え方は、平成十四年五月九日の衆議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会における赤松正雄委員の質疑及び本年二月二十七日の参議院本会議における山本香苗議員の質疑に対する小泉内閣総理大臣の答弁において述べられているとおりである。

(参考資料)

○小西議員が作成した令和2年3月5日付け「検察官には国公法の勤務延長制度の適用が除外されているとの従前の解釈を適用可能と変更することが至当であるとの結論が得られた理由について」と題する書面

【責任者：刑事局総務課 佐藤課長 内線██████ 携帯██████】

(対大臣・副大臣・政務官)
3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之

刑事局 作成
議員(新会派)

想定25問 歴代政府が答弁している「法令の解釈の考え方(ルール)」の条件一つ一つに当てはめて、今回の解釈変更が至当であるという理由を説明することはできないのか、法務大臣に問う。

〔結論〕

検察官にも勤務延長制度が適用されるという解釈については、委員も指摘されている政府の法令解釈に関する考え方を踏まえて行ったものであり、先ほどの答弁も、政府の考え方に則して説明させていただいている。」

【「当該法令の規定の文言」について問われた場合】

国家公務員法の規定及び検察庁法の規定の文言を検討した。

その際、検察庁法において、国家公務員法第81条の3の勤務延長制度の規定の適用を排除する規定のないことも検討した。

そして、検察庁法において

- 検察官について勤務延長を認めない旨の規定は設けられていないこと
- 検察庁法で定められている検察官の定年による退職の特例は、定年年齢と退職時期の2点であり、国家公務員が定年により退職するという規範そのものは、検察官であっても一般法たる国家公務員法に拠っているというべきであることからすれば、検察官に勤務延長制度を適用することは、条文の規定上十分に可能であると解釈することができる。」

【「当該法令の規定の趣旨」について問われた場合】

国家公務員法における勤務延長制度の趣旨（注）は検察官にも等しく及ぶと考えられること、検察庁法は検察官について勤務延長の適用を排除する趣旨とは考えられないこと等からすれば、検察官にも勤務延長制度が適用されると解釈することは当該法令の「趣旨」に照らし十分に成り立つ解釈であると考えられる。」

（注）勤務延長制度の趣旨：特定の職員に定年後も引き続きその職務を担当させることが公務遂行上必要な場合に、定年制度の趣旨を損なわない範囲で定年を超えて勤務の延長を認めること。

【「立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等」について問われた場合】

(委員御指摘の) 檢察官には勤務延長制度を適用しないとの理解について、当時の検討の過程や理由等については必ずしも詳らかではない。」

【「議論の積み重ね」について問われた場合】

国公法に勤務延長を含む定年制度が導入された昭和56年より後の国会会議録等の国会における御議論等を確認したが(注)、検察官への勤務延長制度の適用除外についての議論は見当たらなかったところである。」

(注) 昭和56年より後の国会会議録及び質問主意書に対する答弁書を確認した。

(参考) 昭和56年4月28日 衆・内閣委員会

○ 神田委員

(略) 定年制の導入は当然指定職にある職員にも適用されることになるのかどうか。たとえば一般職にありますては検事総長その他の検察官、さらには教育公務員(略)これらについてはどういうふうにお考えになりますか。

○ 斧政府委員

検察官と大学教官につきましては、現在すでに定年が定められています。今回の法案では、別に法律で定められておる者を除き、こういうことになつておりますので、今回の定年制は適用されないことになつております。

【「諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請」について問われた場合】

社会経済情勢の多様化・複雑化に伴い、犯罪の性質も複雑困難化し、犯罪の手口や種類も大きく変化し、これに伴って、新たな捜査手法・体制を要することとなっている。】

(参考) 平成16年6月18日島聰衆議院議員からの質問主意書に対する答弁書

【答弁】

一について

憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであり、政府による憲法の解釈は、このような考え方に基づき、それぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものであって、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、なお、前記のような考え方を離れて政府が自由に憲法の解釈を変更することができるという性質のものではないと考えている。仮に、政府において、憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、政府の憲法解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねないと考えられる。

このようなことを前提に検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されないというものではないと考えられるが、いずれにせよ、その当否については、個別的、具体的に検討されるべきものであり、(二)のお尋ねについては一概にお答えすることは困難である。(以下略)

【責任者：刑事局総務課 佐藤課長 内線

携帯

(対大臣)・副大臣・政務官)
3月9日(月)参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

刑事局 作成

想定26問 昭和56年当時に「勤務延長制度は検察官に適用されない」との明確な政府見解が示されていたにもかかわらず、それを覆して解釈変更を行うことはできないのではないか、法務大臣に問う。

〔結論〕

- 勤務延長制度の導入当時の検討の過程や理由等は、必ずしも詳らかでなく、
- 検察庁法上、検察官について勤務延長を認めない旨の特例も定められておらず、
- 検察庁法が定める検察官の定年による退職の特例は、定年年齢と退職時期の2点であり、定年により退職するという規範そのものは、検察官であっても一般法たる国家公務員法に拠っているということ
- 勤務延長制度の趣旨は、検察官にも等しく及ぶ
といるべきであること
からすれば、検察官に勤務延長制度の適用があると解することに何ら問題はない。」

(参考) 平成16年6月18日島聰衆議院議員からの質問
主意書に対する答弁書

【答弁】

一について

憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであり、政府による憲法の解釈は、このような考え方に基づき、それぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものであって、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、なお、前記のような考え方を離れて政府が自由に憲法の解釈を変更することができるという性質のものではないと考えている。仮に、政府において、憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、政府の憲法解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねないと考えられる。

このようなことを前提に検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されないというものではないと考えられるが、いずれにせよ、その当否については、個別的、具体的に検討されるべきものであり、(二)のお尋ねについては一概にお答えすることは困難である。(以下略)

【責任者：刑事局総務課 佐藤課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官)
3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

刑事局 作成

想定27問 昭和56年当時に勤務延長制度等が適用除外された過程や理由が必ずしも詳らかではないのに、なぜ今回の解釈変更が至当であると考えられるのか、法務大臣に問う。

[導入当時の状況]

勤務延長制度の導入当時の検討の過程や理由等については現時点では必ずしも詳らかではなく、国会議事録によても、導入当時、検察官に勤務延長制度を適用しないこととする実質的な理由が示された様子も見られないところ。

[結論]

そのような状況を考慮しつつ、

- 検察庁法上、検察官について勤務延長を認めない旨の特例は定められていないこと
- 検察庁法で定められる検察官の定年による退職の特例は、定年年齢と退職時期の2点であり、国家公務員が定年により退職するという規範そのものは、検察官であっても一般法たる国家公務員法に拠っているというべきであること
- 勤務延長制度の趣旨は、検察官にも等しく及ぶというべきであること



などからすれば、検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈できる。」

(参考) 平成16年6月18日島聰衆議院議員からの質問主意書に対する答弁書

【答弁】

一について

憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであり、政府による憲法の解釈は、このような考え方に基づき、それぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものであって、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、なお、前記のような考え方を離れて政府が自由に憲法の解釈を変更することができるという性質のものではないと考えている。仮に、政府において、憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、政府の憲法解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねないと考えられる。

このようなことを前提に検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されないというものではないと考えられるが、いずれにせよ、その当否については、個別的、具体的に検討されるべきものであり、(二)のお尋ねについては一概にお答えすることは困難である。(以下略)

【責任者：刑事局総務課 佐藤課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官)

刑事局 作成

3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定28問 質問主意書に対する政府答弁によれば、「諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請」のみを理由として自由に解釈変更をすることは許されないとされているところ、今回の解釈変更は、実質的には犯罪の手口や犯罪の種類の変化といった諸情勢の変化のみを理由とするものであり、許されないのでないか、法務大臣に問う。

[結論]

(これまで御説明したとおり) 検察官に勤務延長制度が適用されるという解釈は、

- 検察庁法上、検察官について勤務延長を認めない旨の特例は定められていないこと
- 検察庁法で定められる検察官の定年による退職の特例は、定年年齢と退職時期の2点であり、国家公務員が定年により退職するという規範そのものは、検察官であっても一般法たる国家公務員法に拠っているというべきであること
- 特定の職員に定年後も引き続きその職務を担当させることが公務遂行上必要な場合に、定年制度の趣旨を損なわない範囲で定年を超えて勤務の延長を認めるとの勤務延長制度の趣旨は、検察官にも等しく及ぶというべきであること

など、当該法令の規定の文言、趣旨等も検討した上で行ったものであり、御指摘は当たらない。」

(参考) 平成16年6月18日島聰衆議院議員からの質問
主意書に対する答弁書

【答弁】

一について

憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであり、政府による憲法の解釈は、このような考え方に基づき、それぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものであって、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、なお、前記のような考え方を離れて政府が自由に憲法の解釈を変更することができるという性質のものではないと考えている。仮に、政府において、憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、政府の憲法解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねないと考えられる。

このようなことを前提に検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されないというものではないと考えられるが、いずれにせよ、その当否については、個別的、具体的に検討されるべきものであり、(二)のお尋ねについては一概にお答えすることは困難である。(以下略)

【責任者：刑事局総務課 佐藤課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官)
3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

刑事局 作成

想定29問 歴代政府が答弁している「法令の解釈の考え方(ルール)」によれば、政府による法令の解釈は、「論理的に確定されるべきもの」とのことであるが、法務大臣が述べた理由から、なぜ、今回の解釈変更が論理的に確定されるといえるのか、法務大臣に問う。

〔結論〕

- 法令の規定の文言及び趣旨、すなわち、
- 檢察庁法上、検察官について勤務延長を認めない旨の特例は定められていないこと
 - 檢察庁法で定められる検察官の定年による退職の特例は、定年年齢と退職時期の2点であり、国家公務員が定年により退職するという規範そのものは、検察官であっても一般法たる国家公務員法に拠っているというべきであること
 - 勤務延長制度の趣旨は、検察官にも等しく及ぶというべきであること
- などからすれば、検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されるとの解釈は、十分に論理的に導かれるものと考える。」

(参考) 平成16年6月18日島聰衆議院議員からの質問
主意書に対する答弁書

【答弁】

一について

憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであり、政府による憲法の解釈は、このような考え方に基づき、それぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものであって、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、なお、前記のような考え方を離れて政府が自由に憲法の解釈を変更することができるという性質のものではないと考えている。仮に、政府において、憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、政府の憲法解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねないと考えられる。

このようなことを前提に検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されないというものではないと考えられるが、いずれにせよ、その当否については、個別的、具体的に検討されるべきものであり、(二)のお尋ねについては一概にお答えすることは困難である。(以下略)

【責任者：刑事局総務課 佐藤課長 内線██████ 携帯██████】

(対大臣・副大臣・政務官)
3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

刑事局 作成

想定30問 なぜ、今、検察官について勤務延長制度を適用する必要があるのか、検討経緯ではなく、その実質的な必要性について、法務大臣に問う。

[結論]

勤務延長制度が導入された昭和56年当時と比べ、社会経済情勢は大きく変化し、多様化・複雑化しており、これに伴い、犯罪の性質も、複雑困難化している。

このように、犯罪の捜査等に当たる検察官を取り巻く情勢は、昭和56年当時と比べ、大きく変化している中、国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環として、検察官についても改めて検討したところ、検察官についても、特定の職員に定年後も引き続きその職務を担当させることが公務遂行上必要な場合があると考えられたためである。」

(参考) 令和2年2月26日 衆・予算委員会 枝野委員に対する答弁

○ 森法務大臣

これまで御答弁申し上げておりますとおり、社会経済情勢の多様化、複雑化に伴い、犯罪の性質も複雑困難化する状況において、国家公務員一般の定年の引上げに関する検討というものがなされました。これが、昨年からしているというふうにこれまでも答弁をしているところで

ございますが、その中で、検察庁法上、検察官について勤務延長を認めない旨の特例は定められていないこと、検察庁法で定められる検察官の定年による退職の特例は定年年齢と（略）退職時期の二点であり、国家公務員が定年により（略）退職する規範そのものは、検察官であっても一般法たる国家公務員法によっているというべきであること、勤務延長制度の趣旨は検察官にもひとしく及ぶというべきであることなどからすれば、検察官の勤務延長については、（略）一般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈できるということで、今まで御答弁を申し上げているものと変わりはございません

【責任者：刑事局総務課 佐藤課長 内線████████ 携帯████████】

(対大臣・副大臣・政務官)
3月9日(月)参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

刑事局 作成

想定31問 解釈変更をするに当たって、どのような「社会経済情勢の変化」や「犯罪情勢の変化」があったというのか、法務大臣に問う。

[社会経済情勢の変化]

勤務延長制度が導入された昭和56年当時と比べ、

- 例えば、国際間を含めた交通事情は飛躍的に進歩し、人や物の移動は容易になっている上、インターネットの普及に伴い、実際に人が移動しなくても、各種情報の交換や諸々の手続などが簡単に行えるようになっているなど、

社会経済情勢は大きく変化し、多様化・複雑化している。

[犯罪情勢の変化]

これに伴い、犯罪の性質も、

- 例えば、海外に拠点を置いた国際的な組織犯罪や捜査手法に工夫を要するサイバー犯罪など多く発生している状況にあり、

複雑困難化している。



〔公務遂行上必要な場合があること〕

このように、犯罪の捜査等に当たる検察官を取り巻く情勢は、昭和56年当時と比べ、大きく変化していると考えられる。

そのような情勢から、検察官についても、特定の職員に定年後も引き続きその職務を担当させることが公務遂行上必要な場合があると考えられたものである。」

【責任者：刑事局総務課 佐藤課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官)
3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

刑事局 作成

想定32問 仮に法務省が説明するような犯罪情勢等の変化があったとしても、それがなぜ、勤務延長を認める必要性や許容性の理由となるのか、定年を迎える検察官との関係で、具体的にサイバー犯罪への対応等が問題となることがあるのか、法務大臣に問う。

〔必要性〕

社会経済情勢の多様化・複雑化に伴い、犯罪の性質も複雑困難化する状況下において、犯罪の捜査等に当たる検察官を取り巻く情勢は、昭和56年当時と比べ、大きく変化している。

このような現状において、検察権を十全に行使するためには、特定の職員に職務を担当させが必要な場合があると考えられ、定年後であっても、特定の職員に引き続きその職務を担当させることが公務遂行上必要な場合がある。

このように、特定の職員に定年後も引き続きその職務を担当させることが公務遂行上必要な場合に、定年制度の趣旨を損なわない範囲で定年を超えて勤務の延長を認めるとの勤務延長制度の趣旨は、検察官にも等しく及ぶといえる。



〔許容性〕

その上で、

- 檢察庁法上、検察官について勤務延長を認めない旨の特例は定められていないこと
- 檢察庁法で定められる検察官の定年による退職の特例は、定年年齢と退職時期の2点であり、国家公務員が定年により退職するという規範そのものは、検察官であっても一般法たる国家公務員法に拠っているというべきであること
などからすれば、検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈でき、（解釈変更に）問題はない。」

（参考1）令和2年2月26日 衆・予算委員会 枝野委員に対する答弁

- 森法務大臣
これまで御答弁申し上げておりますとおり、社会経済情勢の多様化、複雑化に伴い、犯罪の性質も複雑困難化する状況において、国家公務員一般の定年の引上げに関する検討というのがなされました。これが、昨年からしているというふうにこれまでも答弁をしているところでございますが、その中で、検察庁法上、検察官について勤務延長を認めない旨の特例は定められていないこと、検察庁法で定められる検察官の定年による退職の特例は定年年齢と（略）退職時期の二点であり、国家公務員が定年により（略）退職する規範そのものは、検察官であっても一般法たる国家公務員法によっているというべき

であること、勤務延長制度の趣旨は検察官にもひとしく及ぶというべきであることなどからすれば、検察官の勤務延長については、(略)一般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈できるということで、今まで御答弁を申し上げているものと変わりはございません。

(参考2) 平成16年6月18日島聰衆議院議員からの質問主意書に対する答弁書

【答弁】

一について

憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであり、政府による憲法の解釈は、このような考え方に基づき、それぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものであって、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、なお、前記のような考え方を離れて政府が自由に憲法の解釈を変更することができるという性質のものではないと考えている。仮に、政府において、憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、政府の憲法解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねないと考えられる。

このようなことを前提に検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されないというものではないと考えられるが、いずれにせよ、その当否については、個別的、具体的に検討されるべきものであり、(二)のお尋ねについては一概にお答えすることは困難である。(以下略)

【責任者：刑事局総務課 佐藤課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官)
3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

刑事局 作成

想定37問 人事院、内閣法制局等に持ち込んだ照会文書を作成したのは誰か、法務大臣に問う。

〔結論〕

御指摘の文書は、国家公務員一般の定年引上げに関する検討の一環として、検察官についても検討を進める過程で、その検討の前提として現行の検察庁法の解釈について整理した文書であり、検察庁法を所管する法務省刑事局の担当者において作成し、事務次官まで文書を確認して、その内容を了解しているものと承知。

(対大臣・副大臣・政務官)
3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

刑事局 作成

想定38問 令和2年1月16日付け文書以前にも、法務省内で検察官に対する勤務延長制度の適用について検討した、検討ペーパーがあるのではないか、法務大臣に問う。

[結論]

法務省においては、国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環として、検察官についても検討を進める過程で、昨年、具体的には昨年12月頃から、現行の国家公務員法と検察庁法との関係を検討していたところ。

この検討に当たっては、検察庁法を所管する法務省刑事局を中心に、担当者レベルにおいて議論を重ねていたものであるが、その担当者レベルでの議論の結果を取りまとめたものが、提出した2020年1月16日付け文書である。

それ以前の議論については、担当者レベルの議論の過程に過ぎなかったことから、文書は存在していない。」

【責任者：刑事局総務課 佐藤課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官)
3月9日(月)参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

刑事局 作成

想定39問 解釈変更により、どの程度の法案の変更が必要となったのか。ほぼ全面的な見直しとなつたのではないか、法務大臣に問う。

〔詳細は差し控え〕

お尋ねは、現在、政府部内において検討中の法案に関するものであることから、現時点で詳細についてお答えすることは差し控える。

〔定年引上げという内容について見直しはない〕

御指摘の見直しについて、詳細にわたらない範囲で申し上げると、今般の検察庁法の改正案は、検察官の定年の引上げを中核的な内容とするものであるところ、その点についての見直しはない。

もっとも、現行法上、検察官にも国家公務員法の勤務延長に関する規定が適用されるとの解釈を前提として、必要な見直しを行った。」

【責任者：刑事局総務課 佐藤課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官)
3月9日(月)参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

刑事局 作成

想定40問 過去に、部長審査まで終わった後に、
今回ほど大幅な見直しを行ったことはあるか、
法務大臣に問う。

〔結論—見直すことはある〕

どの程度の見直しを「大幅な見直し」と言うかは
一概には定まらないと思われる。

飽くまで一般論として申し上げれば、内閣法制局
部長の法案審査後に、法案の内容を一定程度見直す
ことはあるものと承知。」

【責任者：刑事局総務課 佐藤課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]

(対大臣・副大臣・政務官)
3月11日(水) 衆・法務委 山尾 志桜里 議員(立国社)

刑事局 作成

想定7問 歴代政府が答弁している法令の解釈の考え方などに照らして、なぜ、検察官に勤務延長制度を適用する解釈変更が至当として合法となるのか、法務大臣に問う。

〔結論〕

社会経済情勢の多様化・複雑化に伴い、犯罪の性質も複雑困難化する状況下において、国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環として、検察官についても改めて検討したところ、勤務延長制度の導入当時の検討の過程や理由等については現時点では必ずしも詳らかではない。

また、

- 検察庁法上、検察官について勤務延長を認めない旨の特例は定められていないこと
- 検察庁法で定められる検察官の定年による退職の特例は、定年年齢と退職時期の2点であり、国家公務員が定年により退職するという規範そのものは、検察官であっても一般法たる国家公務員法に拠っているというべきであること
- 特定の職員に定年後も引き続きその職務を担当させることが公務遂行上必要な場合に、定年制度の趣旨を損なわない範囲で定年を超えて勤務の延



長を認めるとの勤務延長制度の趣旨は、検察官にも等しく及ぶというべきであることなどからすれば、検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈でき、問題はない。」

(参考1) 令和2年2月26日 衆・予算委員会 枝野委員に対する答弁

○ 森法務大臣

これまで御答弁申し上げておりますとおり、社会経済情勢の多様化、複雑化に伴い、犯罪の性質も複雑困難化する状況において、国家公務員一般の定年の引上げに関する検討というのがなされました。これが、昨年からしているというふうにこれまでも答弁をしているところでございますが、その中で、検察庁法上、検察官について勤務延長を認めない旨の特例は定められていないこと、検察庁法で定められる検察官の定年による退職の特例は定年年齢と(略)退職時期の二点であり、国家公務員が定年により(略)退職する規範そのものは、検察官であっても一般法たる国家公務員法によっているというべきであること、勤務延長制度の趣旨は検察官にもひとしく及ぶというべきであることなどからすれば、検察官の勤務延長については、(略)一般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈できるということで、今まで御答弁を申し上げているものと変わりはございません。

(参考2) 平成16年6月18日島聰衆議院議員からの質問主意書に対する答弁書

【答弁】

一について

憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであり、政府による憲法の解釈は、このような考え方に基づき、それぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものであって、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、なお、前記のような考え方を離れて政府が自由に憲法の解釈を変更することができるという性質のものではないと考えている。仮に、政府において、憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、政府の憲法解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねないと考えられる。

このようなことを前提に検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されないというものではないと考えられるが、いずれにせよ、その当否については、個別的、具体的に検討されるべきものであり、(二)のお尋ねについては一概にお答えすることは困難である。

(以下略)

【責任者：刑事局総務課 佐藤課長 内線██████ 携帯██████】